

令和５年度草加市子ども教育連携教員（市立中学校等市費負担教員） 中途採用 募集要項

草加市では、幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校の連携を推進しています。

この幼保小中の連携を推進するに当たり、中学校の教員による小学校への乗り入れ授業を実施するために、勤務校となる中学校や近隣の小学校で授業を行ったり、他の幼保小中との連絡・調整などを誠実に行ったりする、子どもが大好きで教育への情熱がある中学校の先生を募集します。

１ 受験資格

- (1) 中学校教諭の**数学または、理科**の普通免許状（専修、１種、２種）を所有している者
- (2) 地方公務員法第１６条及び学校教育法第９条の欠格事項に該当しない者

２ 任用予定者数

若干名

３ 応募手続き

- (1) 草加市教育委員会子ども教育連携推進室へ電話又は電子メールにてご連絡ください。選考試験の日時をお伝えします。
- (2) 選考試験当日に次の書類を提出してください。（書類に不備等がある場合、選考試験を受験できない場合がありますので、ご注意ください。）
 - ① 会計年度任用職員申込書（指定書式、写真貼付あり）
 - ② 教員免許状の写し（両面に記載がある場合は両面の写し）

４ 募集期間

随時（採用者が必要人数に達したら締切）

５ 選考試験の日時・会場・方法

- (1) 試験日時
平日 午前９時から午後５時までの間（詳細は応募時に決定）
- (2) 試験会場
草加市教育委員会 会議室
草加市高砂２－１－７ ぶぎん草加ビル ４階
- (3) 試験方法
 - ① 書類選考
 - ② 個別面接試験
 - ・１人１５分程度実施します。
 - ・試験前に提出書類の確認を行うため、１０分程度お待ちいただきます。

6 内定者の決定

- (1) 受検者には、面接終了後 2 週間以内に選考結果について連絡いたします。
- (2) 面接合格者は連絡を受けた後、次の書類を速やかに提出してください。

① 健康診断証明書（指定書式）

面接合格の連絡を受けた日から 3 か月以内に、同項目について受診した健康診断証明書があれば、原本又は写しを提出することが可能です。

② 戸籍抄本〔原本〕（教員免許状と姓が異なる方のみ）

- (3) 提出書類に問題がなければ、内定となります。内定者には、内定の通知を郵送いたします。

※次の項目に該当する場合は、内定取り消しとなります。

- ① 提出書類等に虚偽があった場合
- ② 免許更新確認が必要な者が、手続きを完了しなかった場合
- ③ 地方公務員法第 16 条及び学校教育法第 9 条の欠格事項に該当することになった場合

7 任用条件

- (1) 職名（身分）

子ども教育連携教員（市費負担によるフルタイムの会計年度任用職員）

- (2) 任用期間

理科：採用した日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで

数学：令和 5 年 7 月 1 日（土）（予定）から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで

※ 採用から 1 か月間は条件附採用期間となります。

※ 任用期間満了後、翌年度も子ども教育連携教員を募集する場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。

なお、期間を定めた任用であり、次年度以降の任用を保障するものではありません。

- (3) 勤務場所

市立中学校のうち、いずれか 1 校及び近隣の市立小学校 1 ～ 2 校

※ 乗り入れ授業等として、定期的に近隣の小学校を訪問します。

- (4) 職務内容

小・中学校で次のような業務を行います。

- ① 教科指導
- ② 幼保小中の連携に関する連絡調整等の業務
- ③ 生徒・進路・保健指導等
- ④ 所属長が定める職務等の分担

※ 学級担任は受け持ちません。

※ 勤務時間外の部活動指導は受け持ちません。

※ 宿泊を伴う出張は命じられません。

(5) 勤務日

- ① 週5日（原則として、勤務校の課業日数と同様になります。）
- ② 日曜日及び土曜日は週休日となります。
- ③ 国民の祝日等の休日は、特に勤務が命じられない限り勤務することを要しません。
※ サタデースクール等、週休日に勤務を命じられる場合があります。

(6) 勤務時間

1日につき7時間45分勤務（休憩時間45分）

(7) 給与

- ① 月給215,800円（地域手当込228,748円）
- ② 地域手当、期末手当、通勤手当、退職手当有り
※ 常勤職員と同様に通勤手当を別途支給します。
※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を12月に支給します。
※ 一定条件下で6月を超えて勤務した場合、市町村職員退職手当条例が適用されます。

(8) 社会保険

- ① 雇用保険、健康保険、厚生年金保険、介護保険（40歳以上）への加入手続きは市で行い、事業主と折半した本人負担分を給与から控除します。
- ② 市町村職員退職手当条例が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。
- ③ 埼玉県公立学校共済組合に加入します。

(9) 給与の支払方法

支払方法は当月21日払いを原則とし、口座振り込みとします。

※ 21日が休日の場合は、直前の課業日が振り込み日になります。

(10) 服務

- ① 地方公務員法（第32条から第38条）及び草加市職員服務規則に定めるところによります。
- ② 草加市教育委員会による服務の監督を受けます。
- ③ 職務内容に関わる全般的な指示は勤務校の中学校が行います。小学校での勤務時間中は小学校が指示を行います。

(11) 休暇等

（有給）

年次有給休暇、公民権行使、結婚休暇、忌引、夏季休暇 等

（無給）

産前・産後休暇、育児時間、子の看護休暇、生理休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 等

※ 年次有給休暇は、任用の日から6か月間継続勤務後、10日（6か月未満の在職者の場合）付与します。付与日数は、勤務期間により異なります。

※ 下線のついた休暇は一定の要件を満たす場合、取得可能となります

(12) 災害補償

公務上及び通勤途上における災害については、関係法令等により補償します。

(13) 懲戒

草加市の一般職員の例を適用します。

(14) 退職

- ① 任用期間を満了し、かつ次年度に子ども教育連携教員として任用されない場合、退職となります。
- ② 自己都合による場合は、退職しようとする日の1か月前までに届けてください。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではありません。

7 その他

提出された書類は、理由に関わらず一切返却しません。

8 問合せ先

草加市教育委員会 子ども教育連携推進室	
住 所	〒340-0015 草加市高砂2-1-7 ぶぎん草加ビル4階
電 話 番 号	048-922-3494 (直通)
F A X 番 号	048-928-1178
E - m a i l	kodomorenkei@city.soka.saitama.jp